

香川県議会政務調査費交付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第21号

香川県議会政務調査費交付規則を廃止する規則

香川県議会政務調査費交付規則（平成13年香川県規則第18号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に交付された政務調査費については、廃止前の香川県議会政務調査費交付規則（以下「旧規則」という。）第5条及び第6条の規定は、なおその効力を有する。

（香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

3 香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年香川県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（電磁的記録による保存の適用範囲） 第3条 略	（電磁的記録による保存の適用範囲） 第3条 書面保存等条例第3条第1項の規則で定める保存は、別表第1から別表第3までに掲げる条例等の規定による書面の保存とする。
（電磁的記録による保存の方法） 第4条 略	（電磁的記録による保存の方法） 第4条 民間事業者等は、書面保存等条例第3条第1項の規定により別表第1若しくは別表第2に掲げる条例等の規定による書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合又は別表第4に掲げる条例等の規定による保存を電磁的記録により行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 (1)・(2) 略
2～4 略	2～4 略
（電磁的記録による作成の適用範囲） 第5条 略	（電磁的記録による作成の適用範囲） 第5条 書面保存等条例第4条第1項の規則で定める作成は、別表第6に掲げる条例等の規定による書面の作成とする。
別表第2（第3条、第4条関係）	別表第2（第3条、第4条関係）

1～5 略

6 香川県議会政務調査費交付条例（平成13年香川県条例第4号）第9条

7・8 略

9・10 略

別表第6（第5条関係）

1～5 略

6 香川県議会政務調査費交付条例第9条

7～10 略

11・12 略

1～5 略

6・7 略

8 香川県議会政務調査費交付規則（平成13年香川県規則第18号）第6条

9・10 略

別表第6（第5条関係）

1～5 略

6～9 略

10 香川県議会政務調査費交付規則第6条

11・12 略

（香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 4 この規則の施行前に交付された政務調査費に係る旧規則第6条の規定による会計帳簿の調製及び書類の保存については、改正前の香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則別表第2及び別表第6の規定は、なおその効力を有する。